

安全保障関連法の廃止！

「70年間守ってきた武力を使わない平和！」

憲法9条を広め、守らせよう！

安保関連法廃止を求める2000万署名にご協力ください！



条件なしでの

第3子以降の保育料無料化を！

子どもの貧困問題が大きな社会問題になっています。日本では6人に1人が貧困家庭の子供と言われています。国や県でも対策に乗り出すとしていますが、平成26年度、消費税が8%に値上げ時に「子育て世帯臨時給付金」が創設されましたが、平成28年度は廃止と国は決めました。子どもを産み、育てやすい環境づくりをめざすはずが削減されていくのが現状です。働く貧困層の増大、非正規雇用の増大、正規雇用でも給料が上がらない等、経済的貧困が教育や児童虐待、いじめなど子どもを取り巻く環境に影響を及ぼしています。

辰野町第5次総合計画で、子育て世帯への経済的支援が示され、多子世帯の保育料の減免を重点的な取り組みとして位置付けている。現在どのような軽減を行っているのか。

課長

同時入所で2子半額、第3子無料を行っている。県と町で等分負担している。

現在国で、多子世帯・ひとり親世帯への保育料減額措置が検討されている。国の措置が行われた場合町の負担が軽減され、町独自の支援を増やせるのではないかと考えている。

町長

現在33%軽減、国の基準より軽減を行っている。第3子以降については国の動向を見ながら検討していきたい。国が思い切った施策を出さないと町単独では難しいがさらに考えていく。

3月議会 一般質問 (3月8日) ♪



小・中学生への

就学援助の拡充・早期支給を！

憲法26条「すべて国民は、ひとしく教育を受ける権利を有する」「義務教育はこれを無償とする」しかし現実とは違います。それでも就学援助という形で経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して援助が行われています。子どもの貧困は主要先進国35か国中、日本は4位です。教育予算もとても少ないのが現状です。辰野町第5次総合計画で、子育て世帯への経済的支援が示され、多子世帯の保育料の減免を重点的な取り組みとして位置付けています。

新小・中学1年生は、入学準備にお金がかかる。初めての支給月が7月では入学準備に間に合わない。入学説明会での制度説明、早期受付・早期支給で4月中旬に支給ができないか。

課長

修学旅行費は個別相談で4・5月支給の例もある。今後に向け検討していきたい。

国の認めている補助対象品目には、クラブ活動費・生徒会費・PTA会費も対象となっている。町ではなぜ対象ではないのか。

課長

不公平を生じる観点から支給対象としていない。郡下近隣市町村は町の品目と同じ支給をしている。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業のサービス低下にストップを！

辰野町では、平成28年度より本格実施される新しい介護予防・日常生活支援総合事業に、事業者も利用者も不安を抱えています。必要とする人が必要なサービスを受けられるよう、町独自の事業です。安上がりなサービスにしないことが大切です。

12月議会答弁では、現行相当のサービスは「訪問介護Aサービスとデイサービスあゆみ」だとの答弁だったが間違いはないか。

課長

現行相当のサービスは「現在の訪問介護とデイサービス」で、Aサービスとあゆみは同じようなもの、今後利用者を移行して行く。

課長

報酬等は、今後考えていければと考えている。

同じようなものと言うが、事業所に支払われる報酬は大きく違う。今年度介護報酬が2.27%引き下げられ、事業所運営が大変だと聞く。委託を受ければ同じ内容を下がった報酬で行わなくてはならない。報酬が下がった分割るとしたら人件費だ。今まで有資格者が提供してきたサービスを無資格者が提供することになる可能性もあり、危険なサービス提供をすることになると考える。現在のサービスの継続利用ができるよう、また、多様なサービスでも報酬が下がらないようにすることでサービスの低下にストップをかけるかと考えている。

※裏面に援助支給額表あり。



本気で考えてほしい、障がい者支援！

この春、各地の養護学校高等部から多くの子ども達が社会へ巣立っていきます。しかし、就労支援施設及びグループホームは足りません。9月議会で辰野町内の就労支援施設及びグループホームの整備計画について質問し、早急の施設整備を要求した中で「町として新たな事業所の設置や事業展開をしていただく事業者に働きかけていきたい」との答弁がありました。今現在、施設整備は、待たなしの状況です。

9月議会後、事業者と懇談はされたのか。

課長

おこなったが、具体的進展は無い。さらに働きかけをしていきたい。

第5次総合後期計画での整備計画構想は。

課長

構想は立てていない。事業者との話し合いが第一と考える。

「構想がない」という答弁だが、新規に建てようと思うと大変時間がかかる。計画最終年度まで5年しかない。「どこに何をしよう」という構想を早急に立てて実施してもらいたい。

♡ちよこっと活動報告♡



3月12日(日)お昼に、福島第一原発事故5周年、さよなら原発集会&パレードに参加、午前・午後は「グレイソンの中」の上映会に参加、午後は、急ぎよ東京に帰られた、イアン監督とネットでのトークを聞き、今なお苦しんでいる人達、子育て中のお母さんたちが立ち上がっていることを聞き、脱原発のさらなる活動を決意しました。

《特報No.1》 宮田村では 28 年度より第 3 子以降の保育料無料を実施！
先を越されてしまいました (>_<)

《特報No.2》

放射性物質を含む産業廃棄物最終処分場
宮田村に建設予定

宮田村では昨年「宮田の環境を守る会(会長:宮田村議会議長)」を立ち上げ、産廃業者との話し合いや学習会を開催し、国の基準値以下とはいえ人体に悪影響を及ぼす危険性のある放射能に汚染された廃棄物が圏域外から持ち込まれ埋められることに危機感を持ち反対行動を行っています。

辰野町3月議会でも県に対して「放射性物質を含む廃棄物最終処分場建設反対を求める意見書」が全会一致で採択されました。辰野町でも2000年に「モナサイト」が問題となった経験があります。放射性物質の安全で完全な最終処分は、現在の技術では存在しません。宮田村に処分場ができれば次は・・他人ごとではない問題です。そしてこれ以上ゴミを出さないことが大切です。

知りたい・聞きたい

《 就学援助制度って? 》

お寄せいただいた質問にお答えします♪

Q: 就学援助って?

A: 小中学校(小学1年生~中学3年生)の子どもがいる家庭で経済的困難があるときに、学校にかかる費用を市町村が支給する制度です。憲法26条の「義務教育は無償」にもとづいた制度です。辰野町の支給品目は下記表になります。

Q: 誰でも申請できるのですか?

A: 小中学生のいる家庭は誰でも申請ができます。年度初めに受け付けることが多いですが、必要な人は年度途中でもいつでも申請できます。

Q: どのくらいの収入の家庭が受けられますか?

A: 実際に受給できるかどうかの適用基準は市町村で違います。辰野町では「就学援助制度についてのお知らせ」の中に「援助を受けられる方」の説明があります。「我が家は当てはまらない」と決めつけてしまう前に、まず申請をしてみてください。

「義務教育は無償」との立場で、みんなで活用し、制度を充実させるためにも、多くの保護者が申請を出すことが大切だと思います。迷ったときはご相談ください。



平成 28 年度 辰野町就学援助の支給額(子ども課提供資料)と国の基準の支給額(案)
(年額・円)

支給項目	辰野町				国の基準(案)			
	小学生		中学生		小学1年生	中学1年生		
学用品費	1万1420	1万1420	2万2320	2万2320	各項目を合計 7万2190	各項目を合計 14万3150		
体育実技用具費	※	※	柔道着は辰野中学校備品として購入済み(貸出)					
入学準備金(新入学児童生徒学用品費等)	2万470		2万3550					
通学用品費	学用品費の中で支給	学用品費の中で支給	学用品費の中で支給	学用品費の中で支給				
郊外活動費	-	(3・4年) 1550 (5年) 3570	6010	(2年) 6010				
クラブ活動費	未支給	未支給	未支給	未支給				
生徒会費	未支給	未支給	未支給	未支給				
PTA会費	未支給	未支給	未支給	未支給				
通学費	未支給	未支給	未支給	未支給			実費	実費
修学旅行費		(6年) 2万1190		(3年) 5万7290			実費	実費
給食費	5万1000	5万1000	6万	6万	実費	実費		

※辰野町での小学生の体育実技用具費は、スキー等を行うための学用品費に加算分として支給される。

知ってますか?

自動車税値上げ!

平成28年4月1日から、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して13年を経過した軽四輪等の自動車税の値上げが行われます。四輪以上の自家用車で2,100円の値上げとなり、車が必要となっている私たちの生活に負担がのしかかってきます。新車に買い替えられる人はグリーン減税が一年だけ適用されますが、長く大事に乗っている人は増税となります。大事にすることが負担になるのはおかしなことです。(ー_ー)!!